

7
2025

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろうど

2025年 7月号

July No. 98

もくじ

令和7年6月から職場における熱中症対策を強化	・・・2
「令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q & A」を公表	・・・3
被用者保険の適用拡大などを盛り込んだ年金制度改正法が成立	・・・4
労働安全衛生法等の改正法を公布	・・・5
「規制改革推進に関する答申（令和7年5月28日）」を公表	・・・6
《緊急コラム》最低賃金「徳島ショック」が全国に波及	・・・7
人事労務の統計指標	・・・8.9
古い情報や知識をアップデートする	・・・10
ゆんたくひんたく	・・・11
営業日のお知らせなど	・・・12



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067

広島県福山市西町二丁目 8-27

ポートビル 4F

TEL:084-983-1198

FAX:084-983-1197

e-mail:info@kuroudo-sr.com

<https://www.kuroudo-sr.com>

令和7年6月から 職場における熱中症対策を強化

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第57号）により、労働安全衛生規則612条の2が新設され、令和7年6月1日から施行されました。これは、職場における熱中症対策を強化するものです。厚生労働省のリーフレットで、その概要を確認しておきましょう。



夏場に屋外で作業を行う場合は、ほぼ、対象となることが想像できます。

下記のリーフレットのほか、もう少し詳しい内容を説明したパンフレットも公表されていますので、確認しておきたいところです。お声掛けいただければ、ご用意いたします。

なお、改正により新設された労働安全衛生規則612条の2は、労働安全衛生法22条に基づくものであり、個々の事業者に対し、措置義務が課されます。この労働安全衛生法22条には、罰則が設けられており、同条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされています（同法119条1号）。

職場における熱中症対策を強化 厚労省のリーフレット（抜粋）

基本的な考え方



1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

「令和7年度税制改正 (基礎控除の見直し等関係)Q&A」を公表

これまでもお伝えしてきましたが、令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

この改正について、国税庁から、「令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A（令和7年5月30日）」が公表されました。ここでは、そのQ&Aの一つを紹介します。

令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A（令和7年5月30日）／Q&A 4-1

Q 令和7年12月に行う年末調整での税額計算において注意する点を教えてください。

A 注意する点は以下のとおりです。

- ① 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

令和7年12月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

（注）改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」は、国税庁ホームページに令和7年8月末頃に掲載する「令和7年分年末調整のしかた」に掲載予定です。

- ② 基礎控除額が改正されましたので、従業員から提出を受けた基礎控除申告書を基に、基礎控除額を控除してください。

- ③ 特定親族特別控除が創設されましたので、従業員から提出を受けた特定親族特別控除申告書を基に、特定親族特別控除額を控除してください。

- ④ 本年分の毎月の徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときには、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。

過納額が生じた場合には、その過納額を年末調整を行った月分（通常は本年12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分。）として納付する源泉徴収税額から差し引き、過納となった人に還付しますが、年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する源泉徴収税額から差し引き順次還付します。（以下、省略）

このQ&Aにより、令和7年度税制改正による年末調整の変更点などについて、国税庁の現時点における見解を知ることができますので、早めに確認しておくようにしましょう。

必要であれば、お声掛けください。

Q&Aのリンクなどを紹介させていただきます。



被用者保険の適用拡大などを盛り込んだ 年金制度改正法が成立

令和7年6月13日、年金制度改正法（正式名称は「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」）が可決・成立しました。その全体像を確認しておきましょう。

年金の受給権者・被保険者はもちろん、適用事業所（企業）にも影響を及ぼす改正規定が含まれており、非常に重要な改正となっています。今後の動向に注目です。動きがありましたら、改めてお伝えします。

令和7年通常国会に提出された年金制度改正法の全体像

<主な改正項目>

I 公的年金制度の見直し

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1 被用者保険の適用拡大等 | 4 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的な引上げ |
| 2 在職老齢年金制度の見直し | 5 将来の基礎年金の給付水準の底上げ←衆議院で、附則に追加 |
| 3 遺族年金の見直し | |

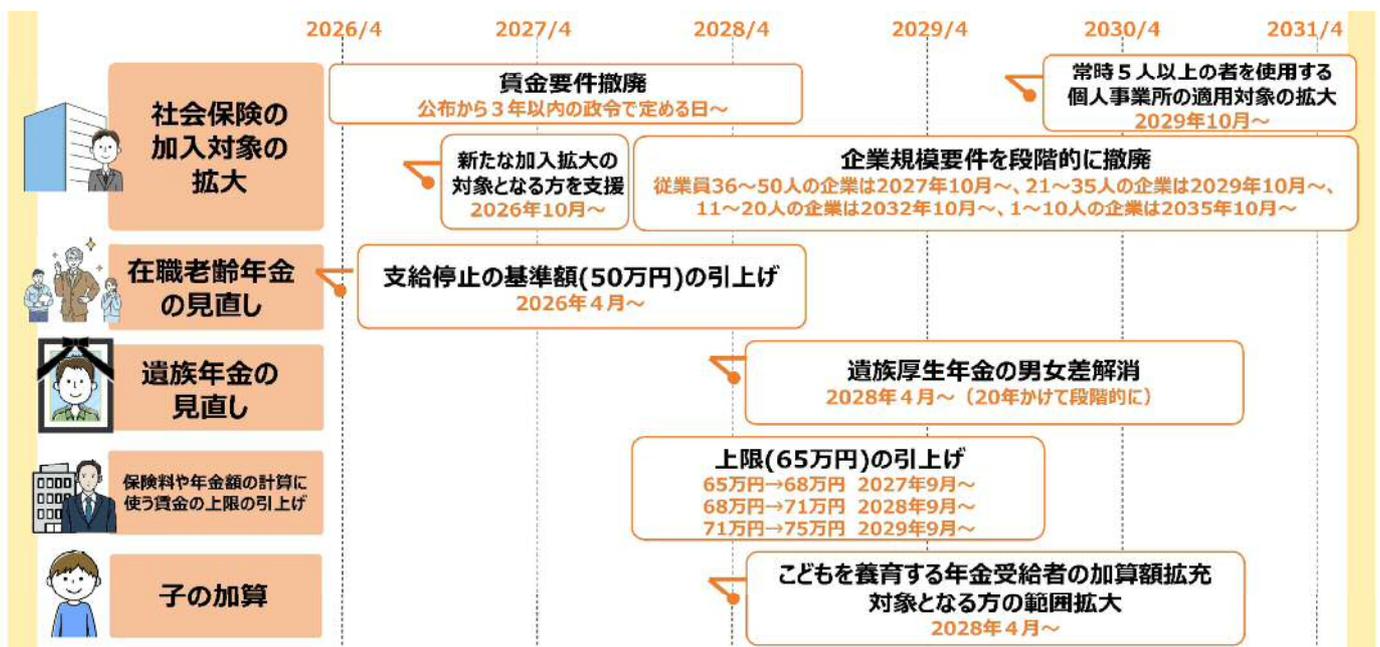
II 私的年金制度の見直し

- 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限の引き上げ
- 企業年金の運用の見える化

III その他

子に係る加算額の引上げなど

<主な改正規定の施行期日（厚労省のHPより）>



労働安全衛生法等の改正法を公布 (ストレスチェックの実施義務対象の拡大等)

令和7年5月14日、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）」が公布されました。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要

<改正項目>

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法の改正】
2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法の改正】
3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法の改正】
4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法の改正】
5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法の改正】

<一般の企業にも影響がある改正規定の概要>

□ 2. の改正

この改正は、ストレスチェックについて、当分の間、努力義務とされている労働者数50人未満の事業場についても、その実施を義務化するものです。

□ 5. の改正

この改正は、高年齢労働者の労働災害

防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとするものです。

<施行期日>

- 主に、令和8年4月1日ですが、別に定められているものもあります。
- たとえば、2.の改正については、「公布の日（令和7年5月14日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」とされています。（5.の改正については、原則どおり「令和8年4月1日」）

対応が必要となる改正規定がないか？
確認しておきましょう。

なお、労働者数50人未満の事業場においては、ストレスチェックの義務化が決定しましたが、事業者への負担等に配慮し、施行までに十分な準備期間を確保することされています。

もちろん、早めの実施することも可能ですので、必要であれば、お声掛けください。



「規制改革推進に関する答申 (令和7年5月28日)」を公表

令和7年5月28日、「規制改革推進に関する答申」が公表されました。

これは、規制改革推進会議が約8か月をかけて取り組んできた規制改革項目を取りまとめたものです。

どのような規制改革項目が示されているのか？

「賃金向上、人手不足対応」をテーマとしたものも紹介します。

政府は、この答申を踏まえ、速やかに、令和7年の規制改革実施計画を閣議決定することとしています。

具体的な検討に移行し、かつ、実現される項目がでてくるのか？

動向に注目です。



規制改革推進に関する答申（令和7年5月28日）／

「賃金向上、人手不足対応」の概要

○ スタートアップの柔軟な働き方の推進（裁量労働制の対象業務の検討等）

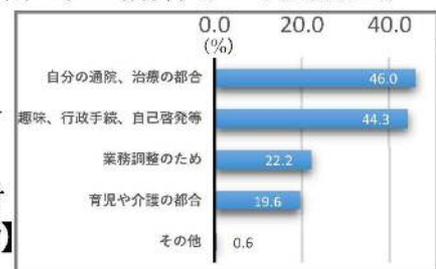
- ・ 裁量労働制に関する実態等を把握するための調査を行った上で、その結果を踏まえ、スタートアップにおける柔軟な働き方に資する検討に着手【7年度検討開始等】
- ・ スタートアップで働く役職者等の管理監督者への該当性の判断の考え方の更なる明確化 ※労働基準法等 【7年度検討開始等】

○ 副業・兼業の更なる円滑化に向けた環境整備

- ・ 副業・兼業を行う労働者の割増賃金の支払いに係る労働時間の通算管理や健康確保の在り方について検討 【7年度検討・結論等】
- ・ ハローワークと副業・兼業を支援する地域の関係機関（商工会議所等）との連携など、副業・兼業のマッチング機能を向上させるための枠組みの構築【7年度措置】
※労働基準法、副業・兼業の促進に関するガイドライン

○ 時間単位の年次有給休暇制度の見直し★

- ・ 労働者の選択肢を拡大し、通院、自己啓発、育児・介護等の多様なニーズに一層対応した働き方を実現するため、時間単位の年次有給休暇日数の拡大を検討（年5日→年休付与日数の50%等） 【7年度結論】
※労働基準法



時間単位年休の活用理由

そのほか、次のような項目が示されています。

- 地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直し
 - 職業紹介責任者の専任規制の見直し
 - 高卒就職者に対する求人情報の直接提供等★
 - 外国語指導に従事する外国人材の更なる活躍促進 など
- ★は、中間答申で既出の項目

《緊急コラム》

最低賃金「徳島ショック」が全国に波及

最低賃金 1,500 円の実現に向けて

2025年5月22日、政府は労働団体や経済界の代表者と話し合う政労使会議を官邸で開き、2020年代に最低賃金を1,500円に引き上げるという目標の実現に向けた政策について議論しました。

会議では、中小企業の業種別の対策を示した「賃金向上推進5カ年計画」を政府が説明。人材不足が深刻で、最低賃金の影響を受けやすい飲食業などの12業種では、業種ごとに労働生産性について数値目標を設定し、ロボットなどへの省力化投資を国が支援する。医療や介護、保育など、公定価格が定まっている業種では「公定価格の引き上げ」を掲げ、最低賃金の引き上げにつながる環境整備に取り組む姿勢を示しています。

石破首相の覚悟と引上げ支援策

このたびの会議で、石破首相は「実質賃金で1%程度の上昇を新たな水準の社会通念として定着させる」と宣言し、最低賃金「全国平均1,500円」の実現に意欲を示しています。そのための具体的な施策として、中央最低賃金審議会が示す目安額を超える引き上げを行った都道府県を対象に、補助金や交付金を支給するという考え方を示しています。

このニュースで思い出されるのは、2024年に起きた「徳島ショック」です。徳島県知事の過去に例を見ない政治加入により、中央最低賃金審議会が示した目

安額を中小企業への支援を条件に無視させることで、84円という大幅な引き上げを実現させたという一連の流れは皆様の記憶に新しいのではないのでしょうか。

今回の石破首相が表明した補助金や交付金の活用とは、おそらくこの時に徳島県が実施した支援策を参考に全国展開していく考えだと思われます。以下で徳島県の支援策を紹介させていただきます。

【最大50万円】徳島県賃上げ支援事業

- (1) 支援対象：中小企業
- (2) 時間給980円以上に（←930円未満）
- (3) 助成額：5万円/人（非正規3万円）

つまり時給930円未満の従業員がいる中小企業においては、最大50万円の一時金が支給されるということになります。もともと最低賃金896円の徳島県においては、新最低賃金980円に引き上げさえすれば支給できるという敷居の低さは素晴らしいのですが、1回限りという方式によるその場しのぎ感は否めません。

まとめ

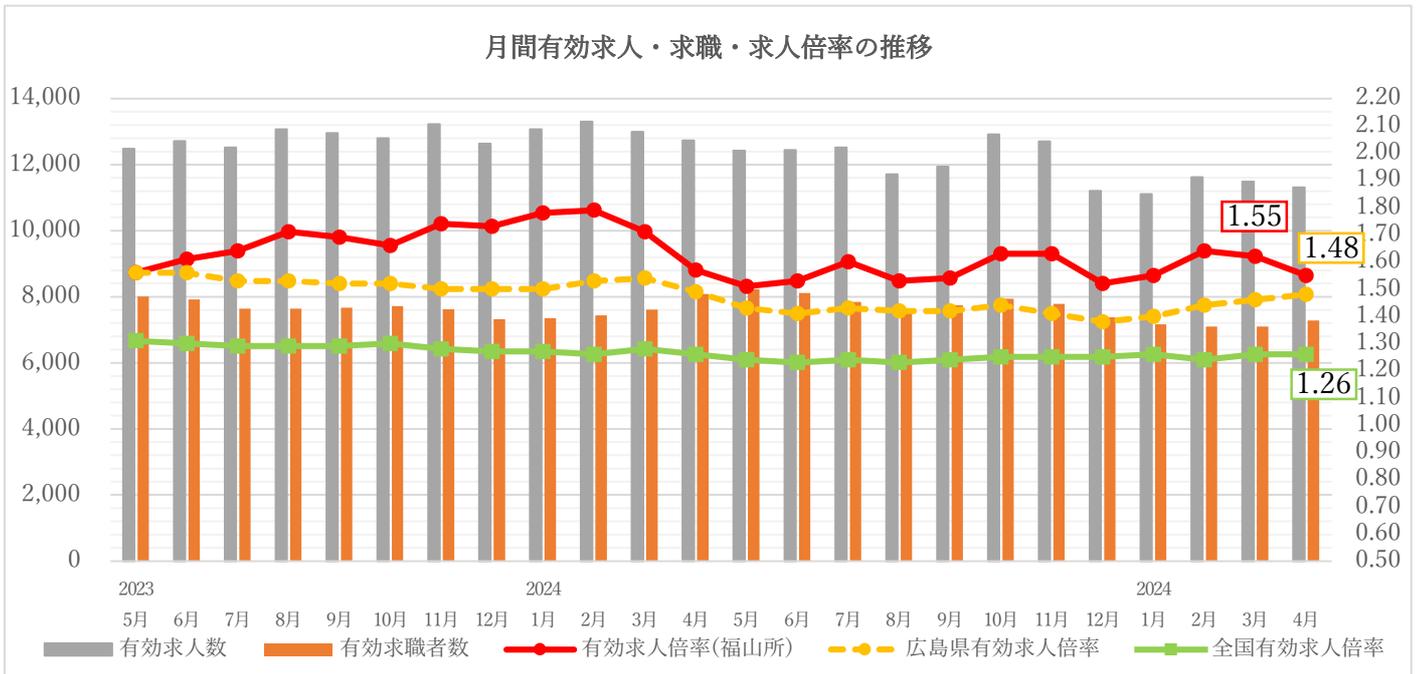
石破首相の支援策の対象となるためには、都道府県単位で中央が示す目安額を超える必要があります。そのため今年の地域別最低賃金はギリギリまで調整が続くことが予想されますし、隣県の様子を見ながら決定するチキンレースは昨年以上に全国で繰り広げられるのでしょうか。

人事労務の統計指標

労働関係指標 (2025年4月)

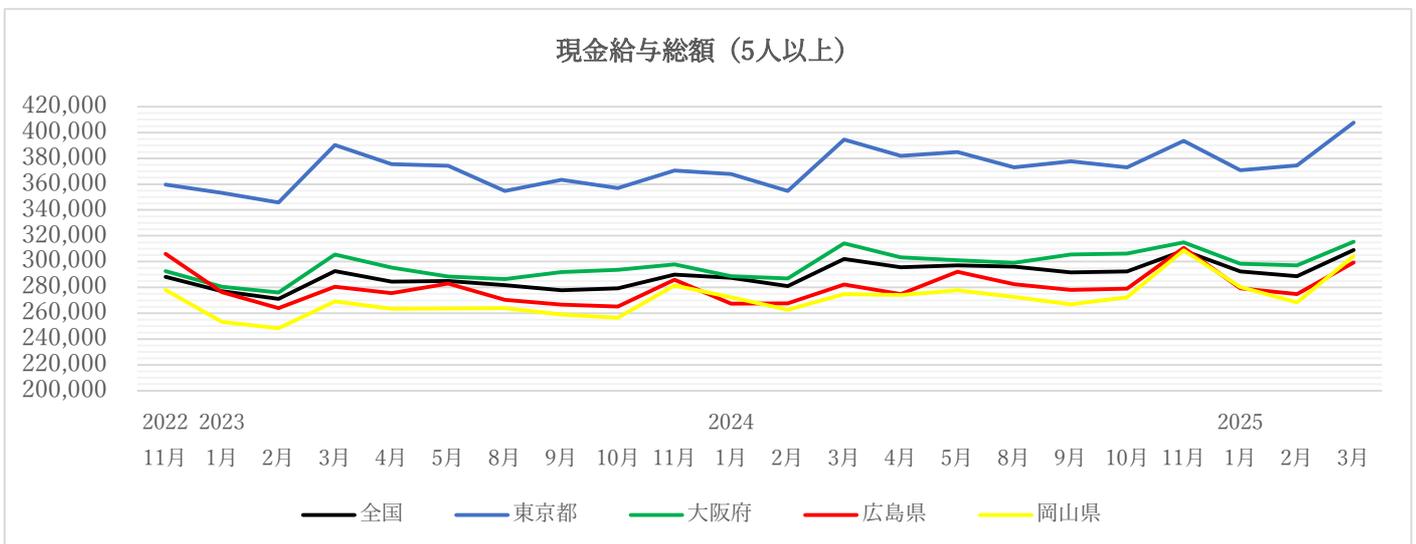
有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.26倍	有効求人数	全国	2,362,579人	有効求職者数	全国	1,998,267人
	広島県	1.48倍		広島県	62,742人		広島県	42,393人
	福山市	1.55倍		福山市	11,311人		福山市	7,278人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）



定期給与 現金給与総額 (2025年3月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
309,059円	407,851円	315,425円	299,352円	304,186円



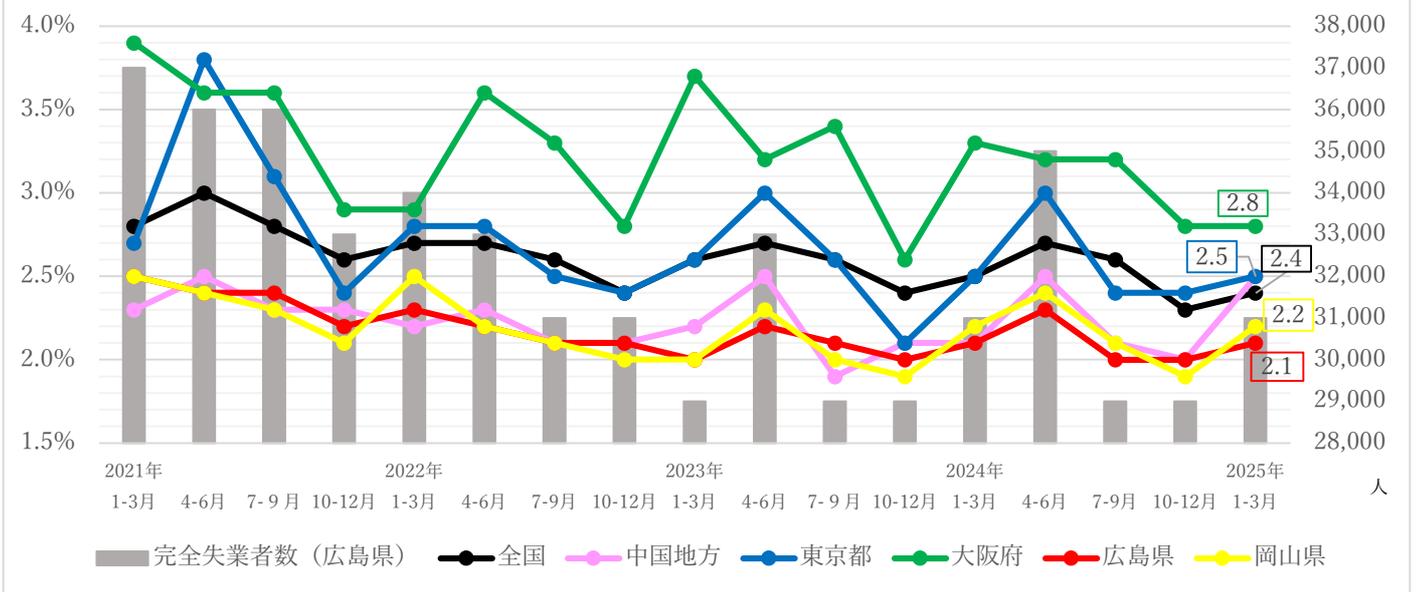
参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

人事労務の統計指標

労働関係指標 (2025年1月～3月期平均)

	広島県 2.1%	広島県 31,000 人	広島県 1,431,000 人
完全失業率	東京都 2.5%	完全失業者数 東京都 215,000 人	就業者数 東京都 8,469,000 人
	大阪府 2.8%	大阪府 137,000 人	大阪府 4,787,000 人

完全失業者数（広島県）と完全失業率



※完全失業率：「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

就業者数（広島県）



参考：労働力調査 - 統計情報 | 広島県 (hiroshima.lg.jp)他

古い情報や知識をアップデートする

「古い情報や知識を捨てなさい」と言われて、「はい、わかりました」と、すぐに捨てられる人はなかなかいません。

私もそうですが、いまさら新しいやり方を学ぶなんて面倒ですし、上手いかわからない時は過去の成功体験から答えを導き出すほうが楽だったりするのです。

とは言え、今は情報や知識の変化がとても速いですから、有効な情報や知識であってもどんどん陳腐化していきます。そのため過去の常識や成功体験から抜け出せないと、知らないうちに「痛い人」になってしまっているかもしれません。

そこで今回は、学校で学ぶ『教科書』の内容が【昔】【今】でどのように変化しているかを紹介させていただくことで、古い情報や知識のアップデートの大切さに気付く一助となれば幸いに存じます。参考文献『けんたろ式“見るだけ”ことば雑学辞典 図解とクイズで広がる教養 (けんたろ著)』

鎌倉幕府成立は西暦何年？

【昔】1192年 (イイクニ)

【今】1185年 (イイハコ)

現在、「いい箱作ろう鎌倉幕府」が正解となります。思わず「いい国作ろう」と言ってしまうと、こんな簡単な問題もわからない「痛い人」として認定されてしまいます。くれぐれもご注意ください。

日本最古の貨幣は？

【昔】和同開珎 (わどうかいちん)

【今】富本銭 (ふほんせん)

なんとなく「わどうかいちん」という名前を記憶している人も多いと思うのですが、現在はじゃないほうの貨幣です。

日本最大の古墳は？

【昔】仁徳天皇陵 (にんとくてんのうりょう)

【今】大仙陵古墳 (だいせんりょうこふん)

現在、仁徳天皇陵の名前は「大仙陵古墳」に変更されています。理由は簡単で、仁徳天皇が埋葬されていない可能性が出てきたためです。

世界最古の人類は？

【昔】アウストラロピテクス

【今】サヘラントロプス・チャデンシス

だそうです、、、。

正直に言いますと、私はこの情報をアップデートできる自信がありません。ありがたいことに、今の年齢でテストに出題される心配がありませんから。とは言え、同じような理由で、いつまでも過去の常識を大事そうに抱える「痛い人」が増殖しているのかもしれません。(橋本)

ゆんたくひんたく

七夕の短冊に願いを込めたくなる時期になりました。

5月の下旬、次男の中学最後の野球の大会があり、応援に行きました。これまでのチームの成績は、トーナメントの2回戦敗退なので、今年こそは3回戦進出を目標に練習を頑張っていました。

次男は、1年生の時はユニフォームが足りなくて試合に出場できず、2年生でも試合中にケガをし、この大会に良い思い出がありませんでした。3年生ではチームに貢献して勝利するために家での素振りや、バッティングセンターで打撃強化の練習に取り組みました。

そしていよいよトーナメント1回戦、私の方が朝から緊張して、もう祈るばかりです。必ず勝つと信じて応援したかいがあり、次男の打ったヒットで10点目が入り、ユールド勝ちで2回戦進出が決まりました。

気付いたら隣のお母さん達と飛び跳ねて喜び、選手以上に喜んでいただけました。次男の努力の成果が出た瞬間を見ることができてとても興奮しました。2回戦は1回戦の疲れを感じることなく勝利することができ、いよいよ夢の3回戦進出です。

3回戦の対戦相手は以前に練習試合で勝った相手でしたが、チームも緊張し、2回の大量失点で流れは相手に行き、そのまま点が取れず、結果負けてしまいました。

チームメイトも次男もすべての力を出し切り一段と成長したように見えました。今後願わくば、高校でも沢山の仲間と野球をして、ともに成長していかれたらと思います。

そして勝っても負けても私は次男の一番の応援者であり続けたいです。(箱田)

[今月のお知らせ]

営業日のお知らせなど

2025

07 July



Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

赤文字の日、及び青文字の日は休みとさせていただきます。

お仕事
カレンダー
7月



7/10

- 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 納期特例の適用を受けている源泉所得税（1～6月分）の納付期限
- 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限
- 労働保険の年度更新手続きの締切日

7/31

- 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付期限
- 5月決算法人の確定申告と納税・11月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 労働者死傷病（休業4日未満）報告（4～6月分）の提出期限